

令和8年度 市営住宅申込案内



御前崎市

(令和8年3月改訂版)

1. 申込み資格

次の(1)から(8)のすべてに該当する方。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族のある方。ただし、離婚調停中などの特別な理由がなく、夫婦が別居したり、世帯員以外の者を同居させるなどの不自然な世帯の申込みはできません。なお、次の場合は同居親族に含みます。(60歳以上は、一人暮らし対応有り)

- イ) 婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある方。
- ロ) 入居可能日から3ヶ月以内に同居できる婚姻予定者。

* 実際は、同居しない人を住民票のみ移動させて、同居人として申込みをすることは、できません。後日、発覚した場合は直ちに退去していただきます。

- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな人。
- (3) 申込者及び同居しようとする親族の、過去一年間(令和7年1月1日～令和7年12月31日)の所得から算出した金額が、次の基準額に該当する方。

- ① 一般世帯 月額 158,000円以下 ② 裁量世帯 月額 214,000円以下

なお、裁量世帯は申込者または、同居者が下記に該当する方。

- イ) 身体障害者手帳に記載された障害の程度が1級から4級までの方。
- ロ) 療育手帳に記載された障害の程度がA及びB又は同程度と認められる方。
- ハ) 精神障害者福祉手帳に記載された障害の程度が1, 2級まで又は同程度と認められる方。
- ニ) 戦傷病者手帳(特別項症から第6項症まで又は第1款症)の交付を受けている方。
- ホ) 原子爆弾被爆者の認定を受けている方。
- ヘ) 引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方。
- ト) 世帯主が60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上である場合。(同居者のいずれもが18歳未満である場合を含む。)
- チ) ハンセン病療養所入居者等に該当する方。
- リ) 小学校就学前の子供のいる世帯。

- (4) **確実な連帯保証人のある方。**

* 原則として市内在住の所得のある方。(入居者と同等程度以上の収入のある方)
また、入居者が万一家賃を滞納したり、法令等違反した場合、入居者に代って一切の責任を負っていただきますので、この点を連帯保証人の方に十分説明してください。
また、市営住宅に在住の方を除く。(※原則市内ですが、隣接市も可とします。)

- (5) 税金、水道料など滞納していない方。
- (6) 地元町内会に加入し、町内会活動に協力できる方。
- (7) 外国人の申込みの場合は、永住許可を、与えられていることが条件となります。
- (8) 暴力団員ではない方。(御前崎市暴力団排除条例第6条)

2. 申込み及び問い合わせ先

御前崎市維持管理課

Tel.0537-85-1124

3. 申込み方法

- (1) 所定の「市営住宅申込書」に記入の上必要書類を添付して、本人又は家族の方が申し込んでください。郵送による申込みは受付けておりません。
- (2) 申込みは1世帯1住宅に限ります。
- (3) 申込書その他の提出書類は、原則としてお返ししません。

4. 申込書の記入方法

- (1) 記載欄の必要事項はすべて詳細に記入してください。
- (2) 自宅及び勤務先の電話番号は必ず記入し、現住所がアパート等の場合は、その名称、部屋番号まで記入してください。
- (3) 申込書の理由欄には該当するものを○で囲み、その詳細を書いてください。
- (4) 現住所の案内図は目標となるものを記入し、明瞭に書いてください。

5. 入居者の決定方法等

- (1) 書類審査により入居の可否を決定します。
- (2) 申込みされた方について、申込書類を調査をした結果、虚偽の記載があった場合、申込みは無効となります。
- (3) 入居を希望する部屋(棟、階数)は、書類の受付順により決定します。受付が重なった場合は、抽選により決定することがあります。
- (4) 入居を希望する部屋(棟、階数)の指定はできますが、ご希望に添えない場合がございます。
- (5) 婚約予定者での申込みは、原則として入居可能日から3ヶ月以内に同居できる方に限ります。
- (6) 指定された期日までに、敷金の納付及び請書等の作成をされない場合は、無効になります。

6. 入居に関する留意事項

- (1) 入居決定者は、入居前に『家賃の3ヶ月分』を敷金として納入していただきます。
(敷金は退去時に破損箇所、汚れ等の修繕費用として充当させていただきます。
※畳の表替え、襖の張替え、網戸の張替えなども含まれます。)
- (2) 入居者の方々が共同で使用する階段、集会場、児童遊園、広場、外灯、共同水道、汚水処理施設等の電気料、水道料その他の維持管理に要する費用(自治会で経理)は家賃とは別途負担していただきます。このため、入居後すみやかに団地自治会に加入していただきます。
- (3) 各家庭における上下水道料金は、各家庭でご負担していただきます。
- (4) 照明器具は各自持ち込みです。
- (5) 団地内で生き物、動物等を飼うことはできません。
- (6) 団地内の雑草、ごみ、水路等の管理は入居者全体の責任とします。
- (7) 駐車場は、1世帯1台のみです。(団地によっては、2台目の駐車場を2,000円/月にて貸出しておりますが、それ以外で2台以上所有の場合は、各自で駐車場を用意していただきます。)
- (8) 池新田大山団地は、調理器具にIHクッキングヒーターが備え付けてあり、ガス器具は使用できません。別途、貸付料(レンタル料20,000円)のご負担をお願いします。

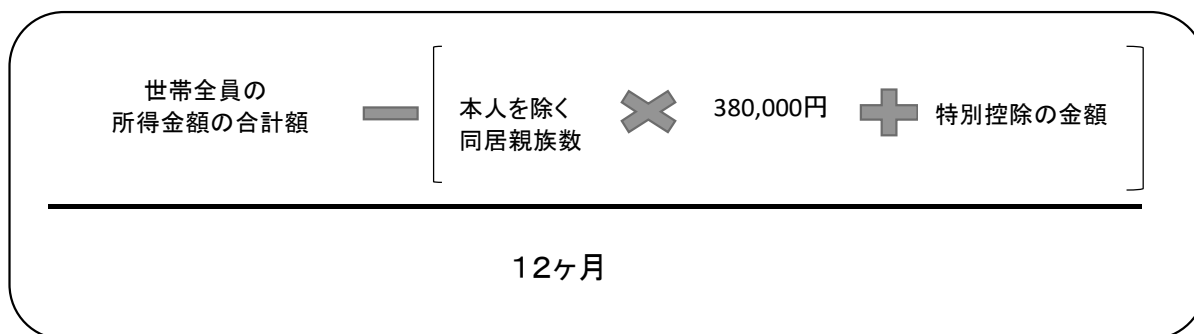
7. 収入申告について

市営住宅の入居者の方々に毎年度収入申告をしていただきます。収入申告に基づき、翌年度の家賃が決定します。

なお、申告をされなかった入居者の家賃は、近隣の民間家賃並になる場合や、退去となる場合がありますので、必ず申告してください。

申告書等は、その都度、市より配布いたします。

収入基準算出のしかた



一般世帯

0 ~ 104,000円	所得区分 1
104,001 ~ 123,000円	所得区分 2
123,001 ~ 139,000円	所得区分 3
139,001 ~ 158,000円	所得区分 4

裁量世帯

158,001 ~ 186,000円	所得区分 5
186,001 ~ 214,000円	所得区分 6

- * 別居の扶養親族のある方は、上記の「同居親族数」に含まれます。
- * 生活保護、失業保険、遺族（恩給）年金、福祉（障害）年金、仕送り等、非課税所得や退職金などの、一時所得は収入としません。また、前年の1月2日以降に就職・転職等をした場合の所得額の算出方法は、上記にあてはまりませんので個別にお問い合わせください。

表1 年間所得金額から差引く特別控除

イ 基礎控除振替	令和2(2020)年分より給与所得控除・公的年金等控除が一律10万円引き下げられ、基礎控除へ10万円振り替えたことによるもの	一人につきその人の所得から 10万円
ロ 同居親族等控除	同居者又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居者以外のもの	一人につきその人の所得から 38万円
ハ 老人扶養控除等	同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族に老人扶養親族がある場合	一人につき 10万円
ニ 特定扶養親族控除	年齢16歳以上23歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき 25万円
ホ 障害者控除（特別障害者控除）	申込者又は同居親族及び扶養親族の中に心身及び知的障害者があり、手帳等を交付されている方 (精神・身体に重度の障害がある方1~2級及び知的障害のある方)	一人につき 27万円 (一人につき 40万円)
ヘ 寡婦控除	「ひとり親」に当たらない方で、次の①~③のいずれにもあてはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方・夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	一人につきその人の所得から 27万円
ト ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①~③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	一人につきその人の所得から 35万円

一般社団法人日本住宅協会「公営住宅の管理 令和7年度版」より

8-I. 申込みに添付する書類

令和8年 4月 から 6月 までの申込みの場合

(1) 住民票 … 市町村が発行します。

- * 申込者及び同居しようとする「親族全員」のもの。「別居扶養親族」の方も必要です。
- * 世帯主との続柄掲載のある住民票に限ります。
- * 本籍地の記載のある住民票に限ります。

(2) マイナンバーカードの写し(表面のみ)※入居者及び同居者の本人確認書類として確認します。

(3) 申込者及び同居親族で、収入のある方のそれぞれの収入を証明する次の書類

給与所得の方

- | | | |
|---------|----------------------------------|---|
| ① 課税証明書 | [令和7年度(令和6年分)] | } ①を提出してください。
②を提出される場合は、
①②両方提出してください。 |
| ② 源泉徴収票 | [令和7年分] | |
| ③ 収入証明書 | (下記の方は申込書の「収入証明書」欄に現勤務先の証明が必要です。 | |

令和8年1月1日以降に勤務先を変更又は新たに就職された方	上記①・②(元勤務先のもの)も必要です。
------------------------------	----------------------

* 給与所得者の方でも複数から収入を得ている方については、確定申告書の写しが必要です。

確定申告をしている方

- | | | |
|------------|----------------|---|
| ① 課税証明書 | [令和7年度(令和6年分)] | } ①を提出してください。
②を提出される場合は、
①②両方提出してください。 |
| ② 確定申告書の写し | [令和7年分] | |

年金を受給している方

- | | | |
|---------------|----------------|---------------|
| ① 課税証明書 | [令和7年度(令和6年分)] | } 両方提出してください。 |
| ② 公的年金等の源泉徴収票 | [令和7年分] | |

無収入の方

申込者及び同居親族が無収入で上記の書類では無収入であることが不明な方はそれを証明できる書類

例 課税証明書、退職証明書、離婚届など

(4) 申込者によっては、その他必要となる書類があります。

例 生活保護の受給証明、年金受給証明、障害者手帳、戸籍謄本など

(5) 納税証明書(申込者及び同居しようとする「親族全員」のもので3年間分でもた、納税しているものすべて) ※市県民税が非課税場合は非課税証明書 [令和5・6・7年度分]

8-Ⅱ. 申込みに添付する書類

令和8年 7月 から 12月 までの申込みの場合

(1) 住民票 … 市町村が発行します。

- * 申込者及び同居しようとする「親族全員」のもの。「別居扶養親族」の方も必要です。
- * 世帯主との続柄掲載のある住民票に限ります。
- * 本籍地の記載のある住民票に限ります。

(2) マイナンバーカードの写し(表面のみ)※入居者及び同居者の本人確認書類として確認します。

(3) 申込者及び同居親族で、収入のある方のそれぞれの収入を証明する次の書類

給与所得の方

- ① 課税証明書 [令和8年度(令和7年分)]
- ② 源泉徴収票 [令和7年分]
- ③ 収入証明書 (下記の方は申込書の[収入証明書]欄に現勤務先の証明も必要です。)

①を提出してください。
 } ②を提出される場合は、
 ①②両方提出してください。

令和8年1月1日以降に勤務先を変更又は新たに就職された方	上記①・②(元勤務先のもの)も必要です。
------------------------------	----------------------

* 給与所得者の方でも複数から収入を得ている方については、確定申告書の写しが必要です。

確定申告をしている方

- ① 課税証明書 [令和8年度(令和7年分)]
- ② 確定申告書の写し [令和7年分]

①を提出してください。
 } ②を提出される場合は、
 ①②両方提出してください。

年金を受給している方

- ① 課税証明書 [令和8年度(令和7年分)]
- ② 公的年金等の源泉徴収票 ハガキ [令和7年分]

} 両方必要です。

無収入の方

申込者及び同居親族が無収入で上記の書類では無収入であることが不明な方はそれを証明できる書類

例 課税証明書、退職証明書、離婚届など

(4) 申込者によっては、その他必要となる書類があります。

例 生活保護の受給証明、年金受給証明、障害者手帳、戸籍謄本など

(5) 納税証明書(申込者及び同居しようとする「親族全員」のもので3年間分であつた、納税しているものすべて) ※市県民税が非課税場合は非課税証明書 [令和5・6・7年度分]

8-Ⅲ. 申込みに添付する書類

令和9年 1月 から 3月 までの申込みの場合

(1) 住民票 …… 市町村が発行します。

- * 申込者及び同居しようとする「親族全員」のもの。「別居扶養親族」の方も必要です。
- * 世帯主との続柄掲載のある住民票に限ります。
- * 本籍地の記載のある住民票に限ります。

(2) マイナンバーカードの写し(表面のみ)※入居者及び同居者の本人確認書類として確認します。

(2) 申込者及び同居親族で、収入のある方のそれぞれの収入を証明する次の書類

給与所得の方

- ① 課税証明書 [令和8年度(令和7年分)]
- ② 源泉徴収票 [令和8年分]
- ③ 収入証明書 (下記の方は申込書の[収入証明書]欄に現勤務先の証明も必要です。)

①を提出してください。
②を提出される場合は、
①②両方提出してください。

令和9年1月1日以降に勤務先を変更又は新たに就職された方	上記①・②(元勤務先のもの)も必要です。
------------------------------	----------------------

* 給与所得者の方でも複数から収入を得ている方については、確定申告書の写しが必要です。

確定申告をしている方

- ① 課税証明書 [令和8年度(令和7年分)]
- ② 確定申告書の写し [令和8年分(確定申告が未済の場合、前年の令和7年分)]

①を提出してください。
②を提出される場合は、
①②両方提出してください。

年金を受給している方

- ① 課税証明書 [令和8年度(令和7年分)]
- ② 公的年金等の源泉徴収票 [令和8年分]

両方必要です。

無収入の方

申込者及び同居親族が無収入で上記の書類では無収入であることが不明な方はそれを証明できる書類

例 課税証明書、退職証明書、離婚届など

(3) 申込者によっては、その他必要となる書類があります。

例 生活保護の受給証明、年金受給証明、障害者手帳、戸籍謄本など

(4) 納税証明書(申込者及び同居しようとする「親族全員」のもので3年間分でもた、納税しているものすべて) ※市県民税が非課税の場合は非課税証明書 [令和5・6・7年度分]